

事例番号:300293

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 4 日

6:20 陣痛発来、破水

6:25 妊産婦より電話で「臍帯のようなものが出ている」と当該分娩機関へ連絡あり

6:40 看護スタッフが救急車で妊産婦の自宅に到着、胎児心拍を確認できず

6:45 臍帯音 104 拍/分を聴取

6:47 看護スタッフが臍帯脱出を確認

7:05 入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 4 日

7:09 胎児機能不全のため子宮底圧迫法を併用し鉗子分娩 1 回により児娩出

胎児付属物所見 臍帯過長あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 4 日

(2) 出生時体重:3032g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.37、PCO₂ 31mmHg、PO₂ 37mmHg、HCO₃⁻ 17.5mmol/L、
BE -6.8mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分2点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(マスク・チューブ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後19日 頭部CTで低酸素性虚血性脳症の所見(広汎な脳浮腫、視床の高吸収域)

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名

看護スタッフ:看護師5名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、臍帯脱出によって一時的に生じた胎児低酸素・虚血であると考えられる。

(2) 臍帯脱出の原因を解明することは困難であるが、過長臍帯が関連した可能性がある。

(3) 臍帯脱出の発症時期は、妊娠38週4日6時20分の破水の時であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠38週4日妊産婦からの電話連絡への対応(臍帯脱出が疑われる状況であり救急車で搬送したことは)は適確である。

(2) 妊産婦の自宅に到着後の対応(胎児心拍の確認、救急車への移動)はおおむ

ね一般的である。

- (3) 当該分娩機関到着時の対応(超音波断層法による胎児心拍の確認、手術室入室)および分娩時に小児科医立ち会いとしたことは、いずれも医学的妥当性がある。
- (4) 当該分娩機関到着後の医師の内診で子宮口全開大、鉗子適位であり、胎児機能不全のため鉗子分娩による急速遂娩を決定したことは適確である。
- (5) 当該分娩機関到着後、鉗子分娩により、11分で児を娩出したことは適確である。
- (6) 鉗子分娩の要約(子宮口全開大、児頭の位置 Sp+2cm)、方法(子宮底圧迫法を併用し、1回牽引)は基準内である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、「原因分析に係る質問事項および回答書」によるとチューブ・バッグによる人工呼吸)、および B 高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

「産婦人科診療ガイドライン」の改定に伴い、B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは今後、妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では妊娠 35 週から 37 週での実施を推奨している。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 本事例のように、とくに事前に背景因子が見いだされていない突発的な

臍帯脱出事例を集積し、対応および対策について検討することが望まれる。

4. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。